番号:141064 国名:ベトナム

担当:人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名:北西部省医療サービス強化プロジェクト中間レビュー調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析 (2)格 付:3号~4号 (3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2015年3月中旬から2015年4月下旬まで

(2)業務M/M:国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 20日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3) 提出期限:12月24日(12時まで)
- (4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014 年 2 月 26 日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム> JICA について>調達情報> お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」($\frac{\text{http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html}}{\text{ci覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。$

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16点 ②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2)業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験②対象国又は同類似地域での業務経験37点9点

③語学力 18点

①その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2)必要予防接種:なし

6. 業務の背景

ベトナム社会主義共和国(以下、「ベトナム」という)の医療体制は、第一次(コミューン、郡レベル)、第二次(省レベル)、第三次(中央レベル)の三層構造となっており、殆どが地方政府または中央保健省が管轄する公的医療機関である。

保健省は保健医療人材の育成を重点目標として掲げており、上位病院は所管地域の下位病院に対し、研修実施及び研修システムの構築支援を行っている。こうした取り組みは都市部を中心に進んでいるものの、地方部においては依然として医療人材の不足や技能の低さ等課題が多い。特にベトナムでも最も貧困率が高い北西部地域においては、各種保健指標が全国平均と比べ劣っており、同地域の保健医療サービスの改善が急務となっている。

かかる状況を受けて、我が国は 2004 年から 2009 年まで、同地域に位置するホアビン省をモデル省として、保健局スタッフの人材育成、省から郡への指導・研修及び患者リファラルシステムの強化を活動の核とする技術協力プロジェクト「ホアビン省保健医療サービス強化プロジェクト」を実施した。その結果、同省における地域医療指導活動 (DOHA: Direction Office for Healthcare Activities)・患者リファラルシステムが確立され、省内の地域医療システムが大幅に強化された。また、その経験・教訓を「DOHA ガイドブック」として編纂し、研修活動の標準化を進めたことにより、省病院による郡病院向けの研修支援能力も大幅に向上した。このようにホアビン省において有効性が確認された省病院から郡病院に至る DOHA と患者リファラルシステムは「ホアビンモデル」と称されている。しかしながら、ホアビン省では郡より更に下位の行政単位であるコミューンのレベルまでは同モデルが取り入れられていないため、この浸透を図り、省からコミューンまで一貫した DOHA と患者リファラルシステムを構築する必要性が高い。また、保健省は、同モデルの成果を踏まえ、ホアビン省の関係者の協力のもとで同モデルを北西部地域に拡大展開する意向を有している。

かかる背景から、保健省は、ホアビン省への継続的支援によるコミューンまでのリファラル強化とともに、「ホアビン省保健医療サービス強化プロジェクト」の成果の北西部の他5省への普及を通じて、同地域の医療システムの更なる向上を図ることを我が国に要請した。これを受けて、我が国は2013年3月から2017年3月までの予定で本件プロジェクトを実施しており、現在、2名の長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整/研修管理)を派遣中である。

本件中間レビュー調査では、本プロジェクトの活動実績及び成果を評価・確認するとともに、 今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを 目的とする。

本件プロジェクトの現時点の課題として、特に以下点が挙げられるところ、本件調査では、これら点の原因分析、及びプロジェクト後半に向けた改善案についてベトナム側と合意する必要がある。

- ① 保健省とのコミュニケーションの難しさから、病院間で搬送される患者の搬送フローの把握のためのソフトウェア開発や、DOHA の実施マニュアル作成等、重要な活動が遅延している。
- ② 支援対象地域のうち一部の省・郡において、病院間の患者搬送事例の把握やこのための定期会合開催等、リファラルシステム構築が遅れている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2015年3月中旬~3月下旬)
 - ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、

プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間(2015年3月下旬~4月中旬)
 - ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
 - ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
 - ③事前に配布した質問票を回収、整理した内容及び評価グリッド案に基づき、ベトナム側 G/P 及びプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、 整理を行う。
 - ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、中間レビュー調査報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
 - ⑥調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
 - ⑦中間レビュー調査報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
 - ⑧協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
 - ⑨現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間(2015年4月下旬~4月下旬)
 - ①中間レビュー調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
 - ②帰国報告会に出席する。
 - ③中間レビュー調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)~(3)のすべてとする。

- (1)中間レビュー調査報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書(案)(和文)
- (3)中間レビュー調査結果要約表(案)(和文・英文)
- 上記(1)~(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めるため、見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄に必要な経費を記載ください。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年3月30日~2015年4月18日を予定していますが、1 週間程度変更になる可能性があります。

本業務従事者は、当機構の調査団員に8日先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ)協力企画 (JICA)
- ウ) 保健人材育成(国立国際医療研究センター)
- エ) 評価分析(コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗 することとなります。)

工) 通訳傭上

英語⇔ベトナム語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ)執務スペースの提供

ハノイのプロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2)参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ保健第三チーム (TEL:03-5226-8357) にて配布します。

・詳細計画策定調査報告書、R/D、PDM及びPO

(3) その他

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

以上